

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号) . . . . . 1

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)  
 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)

改正案	現行
<p>(第一種特定化学物質)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)            第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が二以上のものに限る。)</p> <p>三 三十 (略)</p> <p>三十一 ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル</p> <p>(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)</p> <p>第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。</p>	<p>(第一種特定化学物質)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)            第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)</p> <p>三 三十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)</p> <p>第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。</p>

第一種特定化学物質	一 (略)	二 ポリ塩化ナフタレン (塩素数が二以上のものに限る。)	三 塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	三十四 (略)	十五 ペンタクロフェノール又はその塩若しくはエステル
製品	(略)	一 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 三 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 四 にかわ	(略)	

第一種特定化学物質	一 (略)	二 ポリ塩化ナフタレン (塩素数が三以上のものに限る。)	三 塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	三十四 (略)	(新設)
製品	(略)	一 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	(新設)	(略)	